

宝塚市人権・同和教育協議会規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、宝塚市人権・同和教育協議会（以下「本会」という。）と称する。事務局は会長の指定する機関、または、施設内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 本会は、宝塚市における人権・同和教育の推進と啓発活動を通して人権文化都市の創造を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調査研究、実践及び資料の刊行
- (2) 研究会、講演会等の開催
- (3) 関係諸機関、団体との連携
- (4) その他、目的達成に必要な事業

第3章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する宝塚市内各種団体、機関及び個人をもって組織し、本会の事業計画ならびにその遂行のため次の部及び専門委員会を置く。

- (1) 部
学校教育部、社会教育部、行政部、企業部、校区人権啓発部
- (2) 専門委員会
進路保障委員会
- 2 部は専門部会をもって構成する。
- 3 会長が必要と認めたときは、別に実行委員会を設置することができる。

第4章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|--|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 5名（総務担当1名、研究担当1名、啓発・広報担当1名、調査・記録担当1名、会計担当1名） |
| 部 長 | 各部より1名 |
| 代表理事 | 部の専門部会より各1名を原則とする。 |
| 理 事 | 部の専門部会を構成する単位組織より各1名 |
| 代 議 員 | 部の専門部会を構成する単位組織より各2名 |
| 監 査 | 2名 |

(任 務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (2) 担当事務を統括する。
- 3 部長は、部を代表し、部の活動を統括する。
- 4 代表理事は、代表理事会を構成し、本会の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、専門部会の業務を処理する。
- 6 代表理事、理事は相互に連絡しあい、部相互間の連携に努める。
- 7 代議員は、単位組織の活動の推進を図る。
- 8 監査は、本会の経理を監査する。

(選出)

- 第7条 会長は、総会において選出する。
- 2 副会長は、会長が指名し、総会で承認する。
 - 3 部長は、各部の代表理事より推薦し、総会で報告する。
 - 4 代表理事は、理事の互選により選出する。
 - 5 理事は、部の専門部会を構成する単位組織から選出する。
 - 6 代議員は、部の専門部会を構成する単位組織から選出する。
 - 7 監査は、会長が指名し、総会で承認する。

(任期)

- 第8条 役員の任期は1年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員の再任は妨げない。

(顧問)

- 第9条 本会は顧問を置くことができる。

第5章 会 議

(種類)

- 第10条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 代表理事会
- (4) 部理事会
- (5) 代議員会

- 第11条 会議はあらかじめ議題を示し、会長が招集する。ただし、部理事会、代議員会は、部において必要が生じたとき、部長が招集し、開催することができる。

(定足数)

- 第12条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することはできない。ただし、委任状をもってかえることができる。

(議決)

- 第13条 会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 総 会

- 第14条 総会は、最高の決議機関である。

(構成)

- 第15条 定期総会及び臨時総会とし、理事及び代議員をもって構成する。

(付議すべき事項)

- 第16条 総会に、付議すべき事項は、次のとおりとする。
- (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 事業報告及び決算の認定に関すること。
 - (3) 事業計画及び予算の承認に関すること。
 - (4) 会長の選出に関すること。
 - (5) 副会長、及び監査の承認に関すること。
 - (6) その他、特に重要なこと。

(開催時期)

- 第17条 定期総会は、毎年5月に開催する。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき開催することができる。

第7章 代表理事会

第18条 代表理事会は総会に次ぐ機関である。

(招集)

第19条 代表理事会は、会長、副会長、部長、代表理事をもって構成し、会長がこれを招集し主催する。

(役割)

第20条 代表理事会が審議し、処理すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会議案の検討に関する事。
- (2) 全体事業計画の執行に関する事。
- (3) 総会から委任された事項に関する事。
- (4) 各部活動状況の報告及び承認に関する事。

第8章 役員会

(招集)

第21条 役員会は会長、副会長、部長をもって構成し、会長が招集し主催する。

(役割)

第22条 役員会が審議し、処理すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の運営に関する事。
- (2) 総会から委任された事項に関する事。
- (3) 各部活動についての連絡、調整に関する事。
- (4) その他、必要な事。

第9章 事務局

第23条 本会の事務局を教育委員会に置く。

第10章 経理

(経費)

第24条 本会の経費は、賛助金、委託金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

第11章 その他

第26条 この規約にない事項は、代表理事会が別に定める。

(改正)

第27条 本会の規約の改正は、第13条の規定にかかわらず、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付 則

- 1 この規約は、昭和48年6月25日から施行する。
- 2 この規約は、昭和49年6月19日から施行する。
- 3 この規約は、昭和53年5月29日から施行する。
- 4 この規約は、昭和58年5月26日から施行する。
- 5 この規約は、昭和60年5月23日から施行する。
- 6 この規約は、平成2年5月24日から施行する。
- 7 この規約は、平成12年5月22日から施行する。
- 8 この規約は、平成14年5月21日から施行する。
- 9 この規約は、平成23年5月20日から施行する。
- 10 この規約は、2020(令和2)年5月15日から施行する。

宝塚市人権・同和教育協議会細則

第1条 専門部会は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育部は、就学前教育部会、小学校部会、中学校部会、高等学校部会
白書委員会
- (2) 社会教育部は、PTA部会、女性部会、自治会部会、民生児童委員部会、補導
委員部会、保護司部会、子ども会部会、人権文化活動推進協議会部会、その他の
社会教育団体、個人会員部会
- (3) 行政部は、一般行政部会、教育行政部会、行政機関部会
- (4) 企業部は、市内各企業部会
- (5) 校区人権啓発部は、各小学校区人権啓発推進委員会

第2条 担当事務局は、次のとおりとする。

事務局	教育委員会
学校教育部事務局	教育委員会
社会教育部事務局	教育委員会
行政部事務局	総務部
企業部事務局	産業文化部
校区人権啓発部事務局	教育委員会
進路保障委員会事務局	教育委員会

第3条 部に、副部長、専門委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 副部長は部理事の互選により、委員長、副委員長は各委員の互選により選出する。

第4条 会員が会議等に出席したときは、旅費を支給することができる。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、予算の範囲内で会長が定める。

付 則

- 1 この細則は、昭和53年5月29日から施行する。
- 2 この細則は、昭和58年5月26日から施行する。
- 3 この細則は、昭和60年5月23日から施行する。
- 4 この細則は、昭和62年5月19日から施行する。
- 5 この細則は、平成元年5月25日から施行する。
- 6 この細則は、平成2年5月24日から施行する。
- 7 この細則は、平成6年5月27日から施行する。
- 8 この細則は、平成14年5月21日から施行する。
- 9 この細則は、平成17年1月28日から施行する。
- 10 この細則は、2020(令和2)年5月15日から施行する。